

共済組合ニュース

京都市職員共済組合は平成26年12月1日付けで全国の市町村職員共済組合と同様に地方公務員等共済組合法に規定されている全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）に加入します。

また、この度、共済組合の事務に係る関係法令が改正されることなども踏まえ、これらに伴い、取扱いが変更される事項について、以下のとおりお知らせします。組合員の皆様におかれましては十分に御留意くださいますよう御案内申し上げます。

目次

1 連合会加入に伴う変更（平成26年12月1日実施）

- (ア) 組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証」という。）の記号番号変更及び更新
- (イ) 貸付事業の連合会との共同事業化
- (ウ) 災害見舞品事業の新設

2 法令改正に伴う変更

- (ア) 国民年金第3号被保険者が被扶養配偶者でなくなった場合における届の提出（平成26年12月1日実施）
- (イ) 高額療養費の算定に係る自己負担限度額の見直し（区分の細分化）（平成27年1月1日実施）
- (ウ) 出産費の支給金額の変更（平成27年1月1日実施）

3 その他

- (ア) データヘルス計画の策定（平成26年度中）
- (イ) 標準報酬制の導入（平成27年10月実施）
- (ウ) 組合員等保養施設利用証の廃止（平成26年12月1日実施）

1 連合会加入に伴う変更(平成26年12月1日実施)

連合会加入に伴い、以下のとおり取扱いが変更されます。

(ア) 組合員証（健康保険証）の記号番号変更及び更新

連合会監修システムの導入に伴い、12月1日付けで、現在交付している組合員証（健康保険証）の記号番号を変更します。11月下旬には、新しい記号番号の組合員証（健康保険証）を全所属に配布しますので、12月に入りましたら、旧の組合員証（健康保険証）については必ず返却をしてください。

また、記号番号の変更に伴い、現在交付している「限度額適用認定証」、「高齢受給者証」及び「特定

疾病療養受療証」は使用できなくなります。「高齢受給者証」及び「特定疾病療養受療証」については、現在交付中の方全員に、新しい記号番号の証を組合員証（健康保険証）と同時に配布します。

なお、「限度額適用認定証」につきまして、現在交付中の方で12月以降も引き続き使用される方は、お手数ですが、改めて申請をお願いします。

（イ）貸付事業の連合会との共同事業化

連合会への加入に伴い、貸付事業が共同事業化されます。平成26年7月1日付けの文書にて通知済みですが、改めて変更となる事項について、以下のとおりお知らせします。

＜変更となるもの＞

- ・ 抵当権の廃止（既に実施）
- ・ 償還額に関する制限、貸付可能限度額、貸付利息及び償還方法についての取扱いが変更
- ・ 団体信用生命保険事業の開始など

※ 団体信用生命保険事業に関する加入の御案内については、貸付を受けておられる方に、別途お知らせします。

（ウ）災害見舞品事業の新設

災害見舞金が支給される場合で、以下の支給要件に該当するときは、災害見舞品（給付金）が追加支給されます。

＜災害見舞品の支給条件＞

- ・ 災害見舞金の支給が給料の2月分相当（手当率含む。）以上の場合 → 50,000円支給
- ・ 災害見舞金の支給が給料の2月分相当（手当率含む。）に満たない場合で、災害救助法が適用される要因となった災害が支給事由である場合 → 30,000円支給

2 法令改正に伴う変更

法令改正に伴い、以下のとおり取扱いが変更されます。

（ア）国民年金第3号被保険者（以下「3号被保険者」という。）である配偶者が組合員の被扶養配偶者でなくなった場合における届の提出（平成26年12月1日実施）

現在、組合員の配偶者について、扶養認定申請に併せて3号被保険者の資格取得に係る書類も提出いただき、資格取得の手続きを共済組合で行っています。その一方で、3号被保険者の方が被扶養配偶者でなくなった場合の3号被保険者の資格喪失の手続きについては、制度が確立されていませんでした。

そのため、今回の改正において、3号被保険者記録の適正な管理を行うことを目的として、扶養削除

の際も、扶養削除の事由が収入増加及び離婚等の場合に限り、届を提出することとされました。これに伴い、該当される方については、平成26年12月1日以降、当共済組合への扶養削除の手続きと併せて「被扶養配偶者非該当届（様式は未定）」の提出が必要となりますので、御注意ください。

(イ) 高額療養費の算定に係る自己負担限度額の見直し（区分の細分化）
（平成27年1月1日実施）

平成27年1月診療分から、高額療養費の算定に係る自己負担限度額が、以下の表のとおり見直されます。これに伴い、現行区分の限度額適用認定証については使用できなくなります。1-(ア)の記載内容のとおり12月1日以降に再交付を受けた方や、新規で12月1日以降に交付を受けた方については、改めて申請いただかなくても、新しい区分の証を再交付します。新証の送付は、1月中旬となる見込みです。

※ 高額療養費の自己負担限度額の見直し

	現行			平成27年1月診療分から		
	区分	給料月額	高額療養費自己負担限度額	区分	給料月額	高額療養費自己負担限度額
上位 所得者	A	424千円 以上	150,000円+（医療費 -500,000円）×1%	ア	664千円以上	252,600円+（医療費 -842,000円）×1%
				イ	424千円以上	167,400円+（医療費 -558,000円）×1%
一般 所得者	B	424千円 未満	80,100円+（医療費 -267,000円）×1%	ウ	224千円以上	80,100円+（医療費 -267,000円）×1%
				エ	224千円未満	57,600円
低所得者 （住民税 非課税）	C		35,400円	オ		35,400円

※ なお、京都市職員共済組合では、高額療養費に加え、自己負担額が一定額（上位所得者は40,000円（平成27年度以降は50,000円）、一般所得者は25,000円）を超える場合に、その超えた額を給付する附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金）を実施しておりますので、最終的な自己負担額に変更はありません。

(ウ) 出産費の給付金額の変更（平成27年1月1日実施）

平成27年1月出産分から出産費の給付額が以下のとおり変更となります。

※ 出産費の見直し

現 行		平成27年1月出産分から	
出産費	産科医療補償制度加算の対象となる場合の出産費	出産費	産科医療補償制度加算の対象となる場合の出産費
390,000円	420,000円	404,000円	420,000円

3 その他

(ア) データヘルス計画の策定（平成26年度中）

【データヘルス計画とは】

近年、レセプトの電子化が進展し、従来困難だった多くの電子データに基づく医療費の内容や傾向の分析が可能となりました。また、健診データの標準化が進んだことで、レセプトデータの突合せを行い、個々の加入者の健康状態の変化を把握できるようになっています。

この状況を踏まえ、京都市職員共済組合などの保険者が保有するレセプトや、事業主から提供された健康診断データなどの情報を活用し、組合員や被扶養者の健康づくりや疾病予防、重症化予防を行う事業を行うことを目的として、各保険者においてデータヘルス計画を策定することが義務付けられました。（計画期間は3年（平成27年度～平成29年度））。

【データヘルス計画の策定に向けて】

データヘルス計画では、各種データの分析に基づいた、より効果的な保健事業の計画立案とその実施をPDCAサイクルで実施することとしており、京都市職員共済組合においても、データ分析などを踏まえ、26年度内に計画作成を行い、組合員や被扶養者の皆様の更なる健康づくりや疾病予防に向けたデータヘルス事業を実施します。

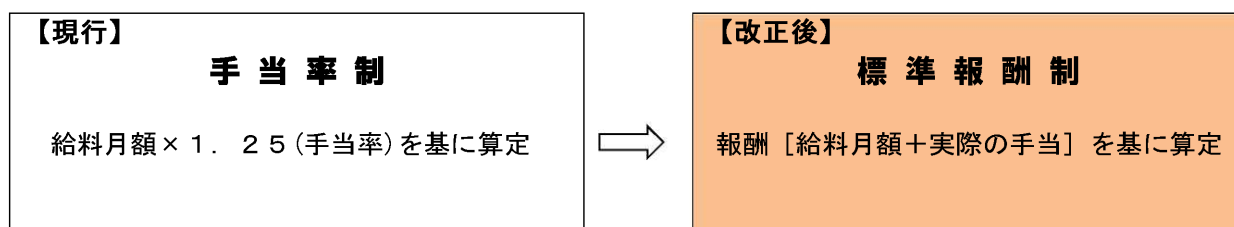
(イ) 標準報酬制の導入（平成27年10月実施）

被用者年金一元化法の施行に伴い、平成27年10月から地方公務員共済制度における掛金等及び給付額の算定基礎が、これまでの給料月額を基準に一定率を掛けて計算する「手当率制」から、扶養手当や時間外勤務手当等を含めて計算する「標準報酬制」に移行します。

【標準報酬制とは】

毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を原則、年1回決定（定時決定）します。これをその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、掛金等の算定基礎とする仕組みです。定時決定のほか、定期昇給等で報酬が大きく変動した場合には標準報酬月額を改定する「随時改定」等があります。また、期末手当等の額を基に「標準期末手当等の額」を決定します。

なお、経過措置として、制度開始時の平成27年10月から平成28年8月は、平成27年6月の報酬を基に標準報酬月額が決定されます。



【標準報酬制の導入による主な変更点】

・掛金の算定

標準報酬制が導入されることにより、各種手当が算入されますので、同じ給料月額の職員でも、時間外勤務手当や扶養手当の有無等により掛金等の額に違いが生じることとなります。

・各給付等の算定

各給付等において、給料月額を基本に算定しているものが、標準報酬月額を基本に算定することとなります。

例) 休業給付（傷病手当金、育児・介護休業手当金）などの算定

貸付における限度額の算定

・育児部分休業取得者の長期掛金の一部免除の廃止に伴う措置

平成27年10月から育児部分休業取得者の長期掛金の一部免除が廃止されます。それに伴い、3歳未満の子を養育する組合員について、育児休業復帰後、部分休を取得することで標準報酬月額が、従前のものと1等級でも差がでた場合は、組合員からの申出により、標準報酬月額を改定することができることとなります。

(ウ) 組合員等保養施設利用証の廃止（平成26年12月1日実施）

【組合員等保養施設利用証とは】

全国の共済組合の保養施設を利用するための当共済組合が発行した利用証（黄色）で、平成22年度まで、本市職員採用時に配布していたものです。



【組合員等保養施設利用証の廃止】

これまで、全国の共済組合の保養施設利用時には、組合員等保養施設利用証（黄色）又は組合員証（被扶養者の方は組合員被扶養者証）を提示していただいていたましたが、平成26年12月1日より、組合員等保養施設利用証の取扱いを廃止いたします。

現在、お持ちの組合員等保養施設利用証につきましては、各自で破棄していただきますようお願いいたします。

平成26年12月1日以降に、各共済組合の保養施設を利用される場合は、組合員証（被扶養者の方は組合員被扶養者証）を提示してご利用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【利用できる保養施設について】

利用できる保養施設及び利用方法につきましては、共済組合のホームページをご覧ください。
<http://www.city-kyoto-kyosai.jp/yado/index.html>

発行：京都市職員共済組合
住所：〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
電話：075-222-3240（共済企画・年金担当）
3239（保健担当）